

## ■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

## ■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

磯子区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「障害者に対する啓発活動の実施」や「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練」を位置づけています。

## ■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて

### ＜お問い合わせ先＞

■横浜市道路局 計画調整部 企画課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 Eメール：[do-barrierfree@city.yokohama.jp](mailto:do-barrierfree@city.yokohama.jp)

■横浜市磯子区役所 総務部 区政推進課 まちづくり調整担当（6階 65番窓口）  
〒235-0016 横浜市磯子区磯子三丁目5番1号  
TEL：045-750-2332 FAX：045-750-2533 Eメール：[is-kusei@city.yokohama.jp](mailto:is-kusei@city.yokohama.jp)

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、磯子区役所区政推進課広報相談係（1階11番窓口）及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

横浜市磯子区バリアフリー基本構想  検索  二次元コードからも閲覧できます

発行 横浜市道路局・磯子区役所 令和4年（2022年）4月

## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される磯子区部会を設置し、検討を進めました。

### 磯子区部会

第1回磯子区部会 [令和元年（2019年）10月16日]

- バリアフリー法・基本構想について
- 地区の概況と作成済み基本構想の事業進捗について
- 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の検討
- まちあるき点検・ワークショップの企画

←…バリアフリー意見募集  
[令和元年（2019年）12月2日  
～令和2年（2020年）1月31日]

←…まちあるき点検・ワークショップ  
（3地区6コース、地区ごとに実施）  
1回目（磯子・屏風浦）：令和元年（2019年）12月11日  
2回目（杉田・新杉田）：令和2年（2020年）9月28日  
3回目（根岸）：令和2年（2020年）9月30日

第2回磯子区部会 [令和3年（2021年）9月（書面開催）]

- まちあるき点検結果の整理
- 地区の課題と対応策の検討

←…事業者との調整

第3回磯子区部会 [令和4年（2022年）1月14日]

- 基本構想原案の提案

基本構想原案確定

←…法に基づく事業者との協議

基本構想作成 令和4年（2022年）4月

各事業者は、基本構想に基づいて  
特定事業計画を作成し、  
原則、令和9年度（2027年度）までを目標に事業を実施

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、まちあるき点検や区部会等の日程が一部遅延しました。

# 磯子区バリアフリー基本構想

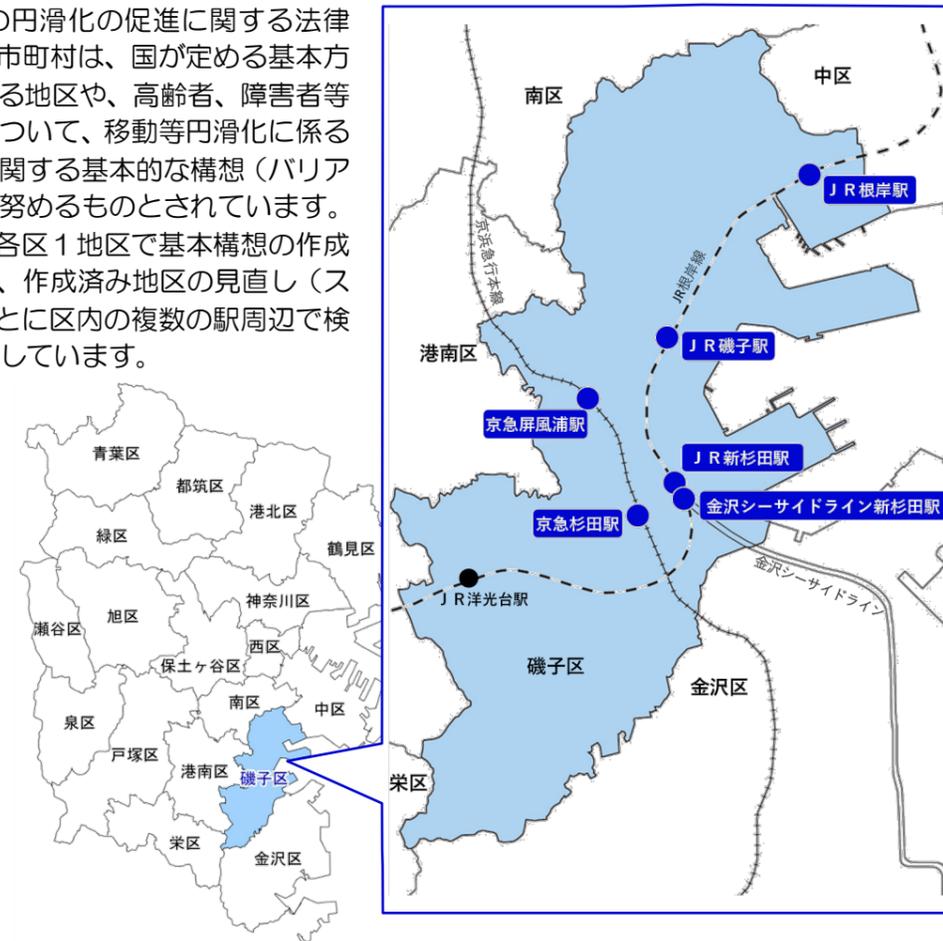
概要版

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28年度末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。

磯子区では、平成26年（2014年）3月に「杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

今回、杉田駅・新杉田駅周辺地区の見直しに加えて、根岸駅周辺地区、磯子駅・屏風浦駅周辺地区も含めた新たな基本構想の検討を進め、「磯子区バリアフリー基本構想」を作成しました。



## 参考

### ◆バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区※1）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設※2、生活関連経路※3及び特定事業※4を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

### ※1「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

### ※2「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

### ※3「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

### ※4「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（根岸駅周辺地区）

公共交通特定事業

- < JR根岸駅 >
  - ◆ホームドアの整備
- < 根岸駅前広場 >
  - ◆歩道の平坦性の改善
  - ◆段差の改善

道路特定事業

- < 経路② >
  - ◆道路改良に合わせ歩道幅の確保を検討
- < 経路⑨ >
  - 視覚障害者誘導用ブロックと車止めの配置検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 歩道の平坦性改善の検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路⑭ >
  - 誘導シートの設置
- < 経路⑰ >
  - ◆カラーバルトの設置検討
- < 経路⑲ >
  - 排水施設の蓋改修
  - ◆雨水枡の移設検討
  - 排水施設の蓋改修
- < 経路⑳ >
  - ◆歩道の平坦性改善の検討
- < 根岸小学校入口交差点 >
  - 歩道の改修
- < プールセンター入口交差点 >
  - 排水施設の蓋改修
- < 経路㉒ >
  - ◆沿道の利用状況を踏まえ、エレベーター及び傾斜路の設置検討

交通安全特定事業

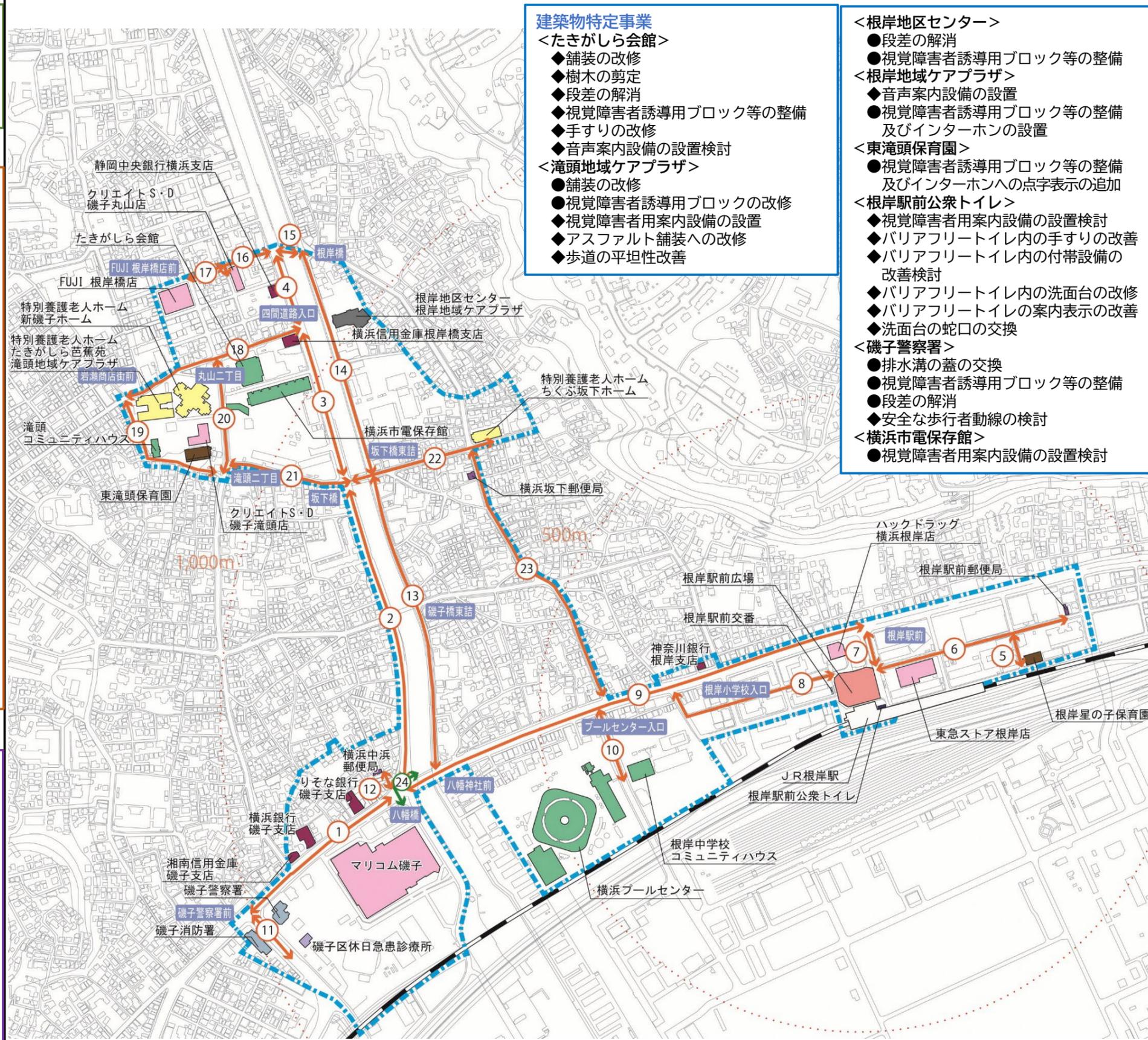
- < 生活関連経路 >
  - 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施
- < 根岸小学校入口交差点 >
  - ◆歩行者青時間延長の検討
  - ◆視覚障害者付加装置の設置検討
- < プールセンター入口交差点 >
  - ◆視覚障害者付加装置の設置検討
- < 丸山二丁目交差点 >
  - ◆視覚障害者付加装置の設置検討
- < 根岸橋交差点 >
  - ◆歩行者青時間延長の検討

建築物特定事業

- < たしがしら会館 >
  - ◆舗装の改修
  - ◆樹木の剪定
  - ◆段差の解消
  - ◆視覚障害者誘導用ブロック等の整備
  - ◆手すりの改修
  - ◆音声案内設備の設置検討
- < 滝頭地域ケアプラザ >
  - 舗装の改修
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - ◆視覚障害者案内設備の設置
  - ◆アスファルト舗装への改修
  - ◆歩道の平坦性改善

< 根岸地区センター >

- 段差の解消
- 視覚障害者誘導用ブロック等の整備
- < 根岸地域ケアプラザ >
  - ◆音声案内設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の整備及びインターホンの設置
- < 東滝頭保育園 >
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の整備及びインターホンへの点字表示の追加
- < 根岸駅前公衆トイレ >
  - ◆視覚障害者案内設備の設置検討
  - ◆バリアフリートイレ内の手すりの改善
  - ◆バリアフリートイレ内の付帯設備の改善検討
  - ◆バリアフリートイレ内の洗面台の改修
  - ◆バリアフリートイレの案内表示の改善
  - ◆洗面台の蛇口の交換
- < 磯子警察署 >
  - 排水溝の蓋の交換
  - 視覚障害者誘導用ブロック等の整備
  - 段差の解消
  - ◆安全な歩行者動線の検討
- < 横浜市電保存館 >
  - 視覚障害者案内設備の設置検討



重点整備地区



生活関連施設

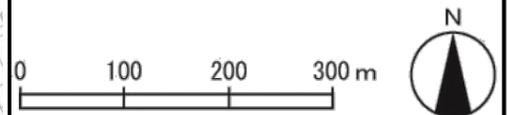
- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 保育園・小学校
- 公園
- その他施設
- 複合施設

生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設

- 経路番号
- 交差点名

- ：令和9年度（2027年度）までを目標に実施する事業
- ◆：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号  
令4建都計第9001号

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（磯子駅・屏風浦駅周辺地区）

公共交通特定事業

- < JR磯子駅 >
- ◆券売機の改修
  - ◆トイレの手洗い場の改修
  - 階段下への緩衝材の設置検討
  - ◆ホームドアの整備
- < 京急屏風浦駅 >
- 券売機照度の調整
  - エスカレーターの音声案内の音量調整

道路特定事業

- < 経路④ >
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- < 経路⑤ >
- 誘導シートの設置
- < 経路⑥ >
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
  - ◆歩道の平坦性改善の検討
- < 経路⑦ >
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路⑨ >
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
  - ◆歩道の平坦性改善の検討
- < 経路⑩ >
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路⑪ >
- ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路⑭ >
- 街路樹の撤去
  - 自転車利用者に対する注意看板等の見直しを検討
- < 経路⑮ >
- 歩道の改修の検討
  - ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路⑱ >
- 段差の改修
  - 二段式の手すりの設置
  - スロープの勾配変化が分かりやすい舗装等の対策検討
  - ピクトグラム等の設置の検討
- < 経路⑲ >
- 路面の補修
  - 二段式の手すりに改修
  - スロープの勾配変化が分かりやすい舗装等の対策検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- < 経路⑳ >
- ◆階段の改修の検討
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- < 磯子駅前広場 >
- 根上対策工事の実施
- < 森一丁目交差点 >
- 歩道の改修
- < 屏風ヶ浦駅前交差点 >
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- < 経路㉑ >
- ◆エレベーター及び歩道橋の設置検討

交通安全特定事業

- < 生活関連経路 >
- 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施
- < 磯子郵便局前交差点 >
- ◆視覚障害者付加装置の設置検討
- < 屏風ヶ浦駅前交差点 >
- ◆音響用装置の設置検討
  - ◆歩行者青時間延長の検討
- < 汐見台交番前交差点 >
- ◆視覚障害者付加装置の設置検討
- < 汐見台一丁目交差点 >
- 押しボタン位置の変更の検討

建築物特定事業

- < 屏風ヶ浦地域ケアプラザ >
- ◆音声案内設備の設置
- < 磯子駅前公共トイレ >
- ◆個室数の改善検討
  - ◆付帯設備の改善検討
  - ◆バリアフリートイレの設置検討



重点整備地区

区域

生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 保育園・小学校
- 公園
- その他施設
- 複合施設

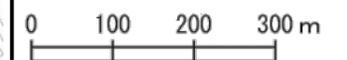
生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設

経路番号

磯子駅前 交差点名

- ：令和9年度（2027年度）までを目標に実施する事業
- ◆：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号  
令4建都計第9001号

公共交通特定事業

- < JR新杉田駅 >
  - ◆ホームドアの整備
  - ◆券売機の改修
  - ◆みどりの窓口の改修
  - ◆階段手すりの点字の改修
  - ◆施設案内の追記
  - ◆案内表示の改善
- < 金沢シーサイドライン新杉田駅 >
  - 階段の点字と手すりの改修
  - 精算機に鏡の設置
- < 京急杉田駅 >
  - 階段の最下段に滑り止めの設置
  - ボールの撤去

道路特定事業

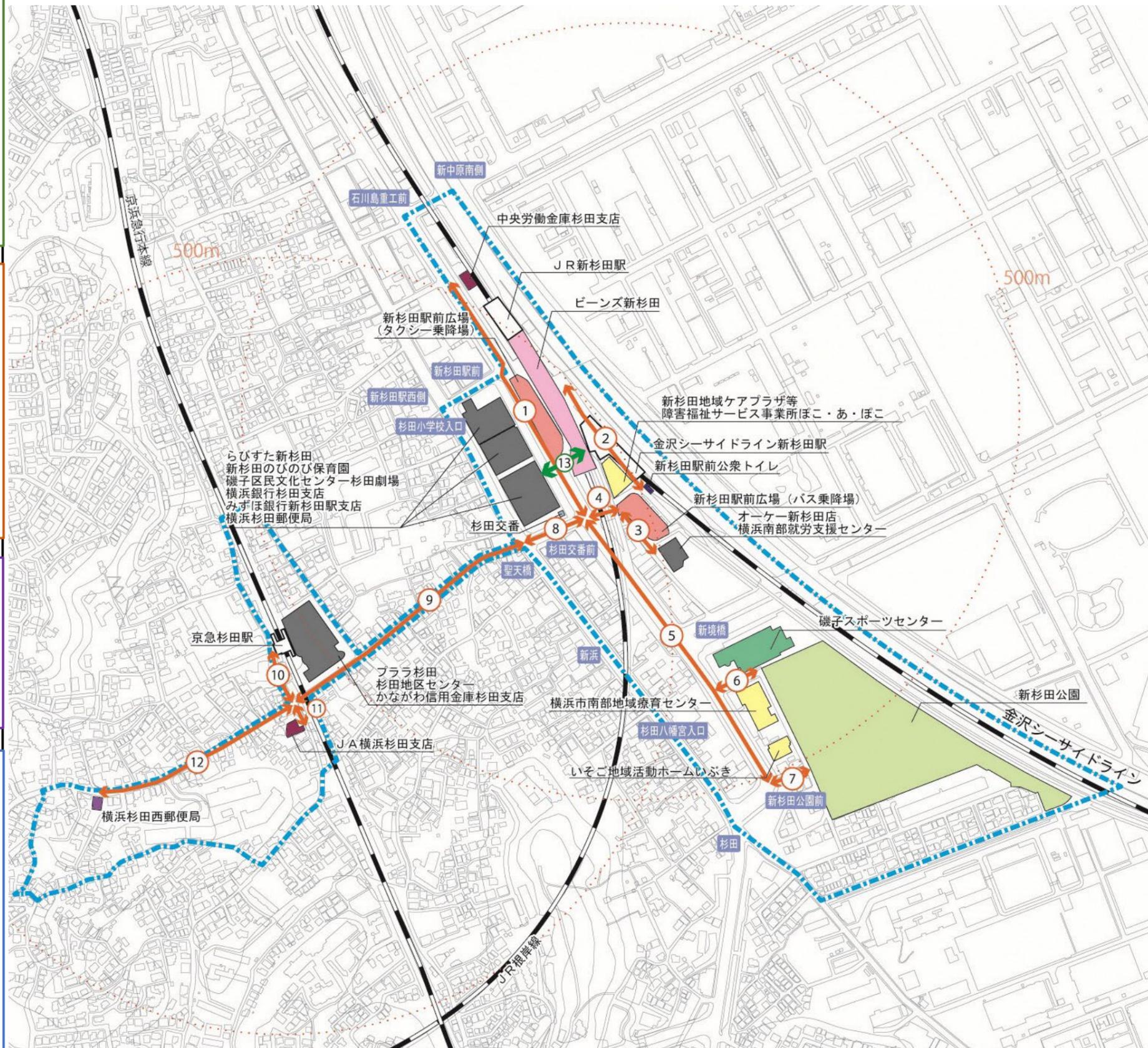
- < 経路② >
  - ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討
- < 経路③ >
  - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 歩道面の平坦性の改善
- < 経路⑤ >
  - 舗装の改修
- < 新杉田駅前交差点 >
  - 舗装の改修
- < 聖天橋交差点 >
  - ◆平坦性の改善
  - ◆歩道面の平坦性の改善

交通安全特定事業

- < 生活関連経路 >
  - 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施
- < 聖天橋交差点 >
  - ◆エスコートゾーンの設置検討

建築物特定事業

- < 新杉田地域ケアプラザ等 >
  - 手すりの改善（2段手すり）
  - 手すりへの点字表示の追加
  - 視覚障害者誘導用ブロックの延長
  - ◆案内板の設置
  - ◆視覚障害者用案内設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの延長
- < 横浜市南部地域療育センター >
  - ◆傾斜路の勾配の改善
  - ◆敷地内通路の有効幅員の確保
- < 新杉田駅前公衆トイレ >
  - ◆腰掛便座への更新
- < 杉田交番 >
  - ドアの改良工事等の検討
- < プララ杉田 >
  - 舗装の改修



重点整備地区



生活関連施設

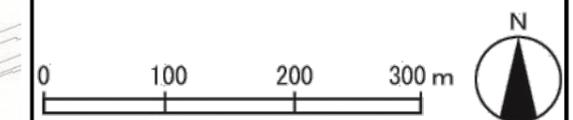
- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 保育園・小学校
- 公園
- その他施設
- 複合施設

生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設

- 経路番号
- 交差点名

- ：令和9年度（2027年度）までを目標に実施する事業
- ◆：今後機会を捉えて検討する事業
- ：過去から継続している、継続的に実施する事業



横浜市地形図複製承認番号  
令4建都計第9001号